

# 迎春

冬  
の  
最  
上  
川

2017

No. 81

山水里ネット 最上川



地域で守ろう豊かな自然

山水里ネット



白鳥と風車（庄内町狩川地内）

## 理事長あいさつ



理事長

田澤伸一

新年明けましておめでとう  
ございます。

組合員の皆様、関係機関の  
方々におかれましては、健や  
かに新年をお迎えの事とお慶  
び申し上げます。また、日頃  
より本区の業務運営並びに事  
業の推進につきまして、多  
大なるご理解とご協力を賜り、  
厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の本区の用水状  
況ですが、春は、四月二十一  
日から最上川より点検用水を  
取水、四月二十六日からは水  
利権で認められている範囲で  
取水致しました。昨今、直播  
や晩生種に取り組む組合員も  
おり営農形態にも変化が見ら  
れるため、実態に即した水利  
権の運用を関係諸機関に要望  
して参ります。

また、二年前より、水利費  
を削減する取り組みとして、  
組合員のご理解、ご協力のも  
と、中干し期間中に揚水機場  
の時間運転を実施させて頂き

電気料の削減に努めておりま  
す。今後も、必要な用水を確  
保した上で、適切な用水調整  
に努め、経費節減に取り組ん  
で参る所存であります。ご協  
力を賜りますようお願い申し  
上げます。

昨年は台風9号による大雨  
で、京田川上流の堤防で越流  
が発生し、本区施設の鷲畑第  
一揚水機場にも浸水し、電気  
設備の一部が被害を受けまし  
た。本区としては、大雨によ  
る被害を予防するため、今後  
とも支障木等の撤去を含めた  
河川の適正な管理を県に対し  
て要請して参る所存です。

現在、本区の取り組んでい  
る事業の一つに、「国営かん  
がい排水事業」(最上川下流  
左岸地区)があります。本事  
業は、平成二十五年より地  
区調査を開始し、今年度で調  
査計画のとりまとめを終え、  
来年度からの施工開始を予定  
しております。この事業は、

老朽化が進行している排水施  
設の機能を向上させ、湛水被  
害の軽減を図ることを目的と  
し、二段割・大和・毒蛇・西野・  
中央の五排水機場の改修と生  
田排水機場の新設、さらには  
幹線排水路五路線の改修を目  
的とするものです。また、事  
業実施前には、関係組合員か  
らの同意徴収が義務付けられ  
ており、事業実施が円滑に進  
むよう、皆様のご協力をお願  
いする次第であります。

次に、国営事業の採択要件  
である受益面積五〇〇haの要  
件を満たさず、「県営水利施  
設整備事業」で実施している  
「上堰・八カ村堰地区」につ  
いては、今年度は、狩川地内  
の下流(三四〇m)を施工中  
です。来年度以降は、狩川地  
内の他、八カ村堰や添津・三ヶ  
沢方面の改修に向けて進めて  
参る予定です。

また、「上堰下流地区」に  
おいては、昨年度に引き続き、  
桑田堰上流と上堰下流三ヶ沢  
地内を施工中であります。

同事業で、今年度「吉田新  
堀西野地区」が事業採択され、  
吉田幹線下流部(新堀地内)  
落野目放水路)と吉田四号支  
線、新堀堰上流と西野堰上流  
部の水路改修、板西・榎木揚  
水機の電気設備改修を予定し  
ております。

次に、全国的に要望の多い  
県営農地整備事業(旧・県営  
ほ場整備事業)であります。が、  
今年度、常万一期地区が事業  
採択となりました。工期は平  
成二十八年度から平成三十七  
年度を予定しており、用水は  
パイプライン形式、排水は地  
下埋設となり、水管理や維持  
管理がし易く、完了後は担い  
手の規模拡大や安定的な農業  
経営に貢献するものと期待さ  
れます。

今後、同事業を実施予定し  
ている西興野地区(受益面積  
四四ha)、狩川東部地区(受  
益面積 四九ha)については、  
来年度以降も引き続き、事業  
実施に向けて取り組んで参り  
ます。

さて、約六年前の東日本大  
震災や昨年の熊本地震など、  
近年、大規模な地震が頻発し  
ております。昨年の総代研修  
においては、地震災害を受け  
た熊本県の菊池台地用水土地  
改良区を視察させて頂きまし  
た。施設の説明に加え、災害  
時の対応についても貴重なお  
話をお聞き出来ました。本区  
でも災害時に適切で迅速な対  
応が出来るよう、十二年前に  
作成した「危機管理マニユア  
ル」を検証し、災害時、業務  
に与える影響を最小限にする  
よう見直しを図りたいと思ひ

ます。

現在本区で解決すべき問題  
の一つに、未賦課金の問題  
があります。この解決に向け、  
役員員挙げて取り組んで来た  
経過もあり、十年前と比べる  
と金額で五分の一まで減って  
おります。そして、現在、最  
重点で取り組ませて頂いてい  
るのが、未収金額全体の六割  
を占める数人の高額滞納解消  
問題です。これらに共通する  
のが農地の相続登記がなされ  
ていないことです。そのため、  
土地の権利者を確定できず、  
時間の経過と共に代襲相続等  
で権利関係がさらに錯綜し、  
解決が困難となっております。  
今後とも、組合員の平等と公  
平を保つため、少額未収金と  
併せ高額未収金も解決に向け、  
法的措置も含め迅速に取り組  
んで参る所存であります。

結びに、国内外の情勢が変  
動する中、組合員各位の負託  
に應えるためには、農業に関  
する正確な情報を収集し、総  
代・役員員一丸となって本区  
の進むべき道を議論し、総代  
会で決議されたことを着実に  
実行する以外ありません。

本年も特段のご理解とご協  
力を賜るとともに、皆様のご  
繁栄を心よりご祈念申し上げ、  
新年のご挨拶とさせて頂きま  
す。

# 平成28年第1回臨時総代会開催

去る平成28年8月29日(月)、平成28年第1回臨時総代会が本区会議室において開催されました。総代現数55名のうち52名が出席、議長に東栄地区選出の上林善一総代が指名されました。田澤理事長挨拶の後に下記議案が慎重審議され、全議案とも原案通り承認・可決されました。

## 議案

### 【平成27年度】

#### 承認事項

総認第2号 平成27年度最上川土地改良区収入支出決算書、財産目録、事業報告書承認について

#### 報告事項

報告第2号 監査報告について



議長の上林善一総代

### 【平成28年度】

#### 議決事項

総議第12号 最上川土地改良区規約の一部改正について

総議第13号 最上川土地改良区地区除外等処理規程の一部改正について

総議第14号 最上川土地改良区課・係処務規程の一部改正について

総議第15号 平成28年度最上川土地改良区費収入支出第1回補正予算について



採決の様子



三浦総代に回答する総務部会長



未収賦課金について質問する三浦寛総代

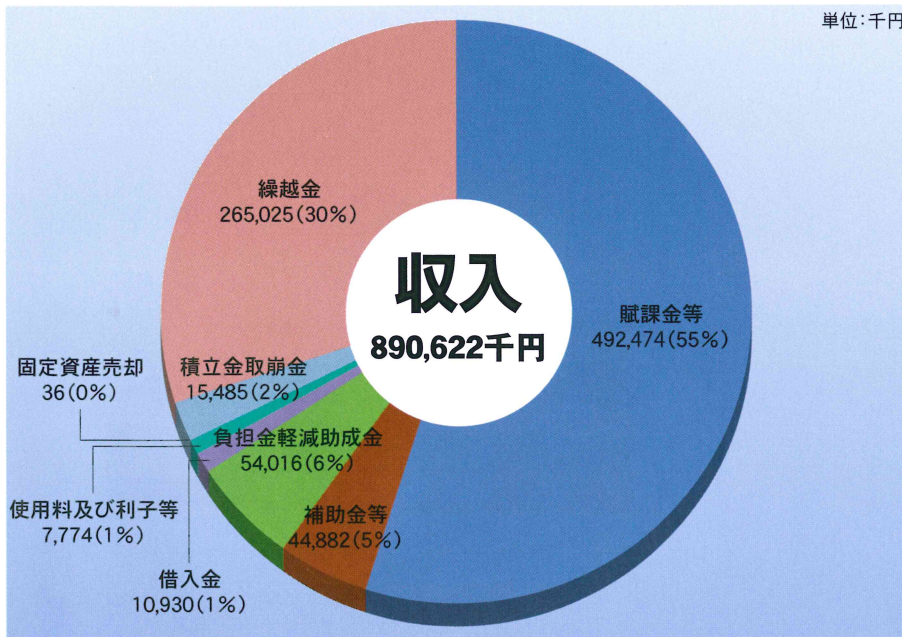


齋藤総代に回答する工務部会長



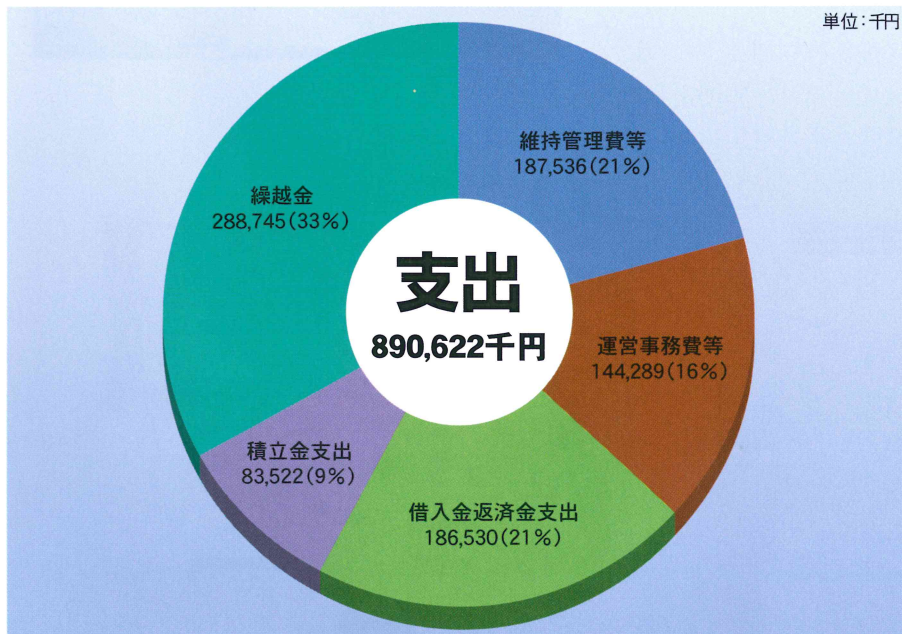
国営事業について質問する齋藤隆総代

# 平成27年度決算



項目	金額 (千円)
賦課金等	492,474
賦課金	486,712
決済金	1,178
雑収入	4,584
※1 補助金等	44,882
補助金	22,738
交付金	2,160
受託料	19,984
※2 負担金軽減助成金	54,016
※3 借入金	10,930
使用料及び利子等	7,774
負担金(2市1町より)	4,797
他目的使用料	782
基本財産収入(配当金、利子)	328
特定資産収入(利子)	1,867
※4 固定資産売却	36
積立金取崩金	15,485
繰越金	265,025
合 計	890,622

- ※1 補助金等について・・・  
国県市町からの補助金や受託料、適正化事業の交付金
- ※2 負担金軽減助成金について・・・  
県は最上川地区の償還金に対する助成金と堀野地区担い手育成支援負担軽減助成金
- ※3 借入金(平準化資金借入金(無利息))について・・・  
返済金が高額な工区の賦課金額を一定に保つため借換する借入金で、借換後は無利息(H27は堀野工区で借入)
- ※4 積立金取崩金について・・・  
積立金を取崩し、県管かんがい排水事業の負担金等に充当



項目	金額 (千円)
維持管理費等	187,536
工事費	140
維持管理費	115,191
適正化事業費	4,632
受託業務費	22,150
調査業務費	20,518
十六合維持管理事業費	9,399
家根合維持管理事業費	4,245
国営・県営事業負担金	11,261
運営事務費等	144,289
運営事務費	133,163
事務所費	1,611
過年度支出	21
支払負担金	3,570
固定資産取得費	719
積立金取崩支出	5,205
※5 借入金返済金	186,530
※6 積立金	83,522
※7 予備費	0
繰越金	288,745
合 計	890,622

- ※5 借入金返済金について・・・  
返済の資金は、賦課金と負担金軽減助成金、借入金、繰越金を充当

借入先	借入事業名(借主)
日本政策金融公庫	県営排水対策特別事業(改良区)、県は最上川(各工区)、 県は家根合(家根合地区)、県は鷺畑(鷺畑地区)
JA庄内たがわ、JAあまるめ、JA庄内みどり	県は最上川(各工区)

- ※6 積立金について・・・  
中長期計画に基づき、国営事業、県管かんがい排水事業の施工を予定しており、これら事業の負担金、自動車購入時の支払い等に充てるため積立し、賦課金額に変動が無いようにしています
- ※7 繰越金について・・・  
将来、県は最上川地区の償還に充てるための資金が多く含まれるため、繰越金額の割合が大きくなっています

# 財産目録

(平成28年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
1 流 動 資 産	335,378,600
現金及び預金	305,228,111
未収賦課金等	3,503,081
※1 短期未収金	26,647,408
2 固 定 資 産	1,568,338,920
(1) 有形固定資産	375,832,409
(2) 無形固定資産	86,477,085
(3) その他固定資産	1,106,029,426
① 基 本 財 産	172,805,348
② 特 定 資 産	906,369,907
各種積立金	905,013,907
適正化事業拠出金	1,356,000
③ その他資産	26,854,171
長期未収賦課金	6,769,929
建物共済積立金	18,127,600
備 品	1,956,642
3 繰 延 資 産	20,588,822
資 産 合 計	1,924,306,342

負 債 の 部	
科 目	金 額
1 流 動 負 債	184,981,512
※2 未 払 金	42,489,776
預 り 金	640,432
※3 借 入 金	141,851,304
2 固 定 負 債	634,781,852
※4 公庫資金等 長期借入金	350,464,403
適正化事業 拠出金未払金	726,000
各種引当金	283,591,449
負 債 合 計	819,763,364

正 味 財 産 の 部	
1 指定正味財産	0
2 一般正味財産	1,104,542,978
正 味 財 産 合 計	1,104,542,978

負債及び正味財産合計	1,924,306,342
------------	---------------

## ※1 短期未収金 (26,647,408円) について・・・

これは平成27年度の工事等に対する国・県・市町からの補助金・交付金・受託料です

## ※2 未払金 (42,489,776円) について・・・

これは平成27年度分の工事代金等で、平成28年6月末までに全額支払っています

## ※3 借入金 (141,851,304円) について・・・

平成28年度内に返済する金額です

## ※4 公庫資金等長期借入金 (350,464,403円) について・・・

平成29年度以降に返済する金額です



# 長期借入金償還状況

平成29年1月1日 現在

(単位：円/10a)

区分 賦課別 事業別	関係 市町	平成28年度 賦課金	① 平成28年度 公庫・農協 への償還 元利金	② 平成28年度 平準化事業 無利子資金 (償還金に充当)	③ 平成28年度 緊急支援事業 助成金 (償還金に充当)	④ = ① - ② - ③ 賦課金で 借入金の 償還に充てる 金額	⑤ 平成28年度 定時償還 (12月10日) 後の残元金	賦課 最終 年度 (予定)	
一 県営排特事業		-	239	0	0	239	558	(H36)	
一般 計		5,600	239	0	0	239	558		
県 営 最 上 川 地 区 ほ 場 整 備	3-2事業区 二段割工区	庄内	0	667	0	H21~H28 263	404	0	H21
	5事業区 大和工区	庄内	0	2,307	0	H21~H30 1,384	923	1,138	H23
	6事業区 大和南部工区	庄内	0	4,815	0	H21~H31 1,173	3,642	8,155	H27
	7-1事業区 八栄里工区	庄内	1,860	5,230	0	H21~H31 912	4,318	10,867	(H28)
	7-2事業区 上堀野工区	庄内	0	4,307	0	H21~H30 1,768	2,539	4,624	H25
	7-3事業区 余目新田工区	庄内	10,000	6,569	0	H21~H30 981	5,588	21,709	(H29)
	8-2事業区 小出新田工区	庄内	0	1,078	0	H21~H28 120	958	0	H23
	8-3事業区 余目北部工区	庄内	0	3,006	0	H21~H30 1,255	1,751	2,877	H24
	8-4事業区 堀野工区	庄内	11,600	17,510	H13~H28 3,468	H21~H31 2,267	11,775	38,901	(H32)
	8-5事業区 榎島工区	庄内	8,600	6,803	0	H21~H30 925	5,878	32,226	(H31)
	10-3事業区 新堀南部工区	庄内 酒田	0	2,702	0	H21~H30 1,693	1,009	1,922	H26
	11事業区 余目南部工区	庄内 酒田	10,000	8,776	0	H21~H31 1,406	7,370	31,003	(H31)
	12事業区 八栄里北部工区	庄内	9,100	6,666	0	H21~H30 1,048	5,618	14,848	(H29)
13事業区 長沼工区	鶴岡	0	1,576	0	H21~H30 1,576	0	1,455	H24	
県営家根合地区ほ場整備	庄内	4,200	3,889	0	0	3,889	44,735	(H39)	
県営常万地区ほ場整備	庄内	4,300	0	0	0	0	10,315	(H52)	

- ※ 滞納賦課金が多額になった工区は、賦課最終年度が延びることもあります。(ほ場整備事業の借入金は工区の責任で返済しております。)
- ※ 下記の事業により償還金の負担軽減策が図られています。 ⇒ 対象：県営共通事業・県営最上川地区ほ場整備
  - 1) 「平準化事業」 ⇒ 返済を迎えた償還金の一定額以上を借替し、その借入金は無利息で償還 …… 表②の欄
  - 2) 「経営安定対策基盤整備緊急支援事業」(以下「緊急支援事業」という。) ⇒ すべての利息を助成 …… 表③の欄
- ※ 上記「緊急支援事業」の採択要件は認定農業者への集積です。委託される場合は認定農業者への委託をお願いします。
- ※ ④欄の額より賦課金が多い工区は、本来の償還最終年度より早く賦課が終わり、表の賦課最終年度となります。
- ※ 賦課金より④欄の額が多い工区は繰越金及び予備費を充当し、賦課金を上げないで調整しております。
- ※ 賦課のない工区は「緊急支援事業」の助成金に繰越金を加えて償還金に充てております。
- ※ 個人で一括繰上償還を希望される方は⑤欄をおおよその支払額の目安にして下さい。繰上償還申し込みは毎年7月30日まで
- ※ 償還状況については借替、繰上償還等により毎年数値が変動いたします。
- ※ 常万地区については、賦課最終年度(予定)を最長で、償還期限と同じ平成52年度としておりますが、促進費入った場合は短縮されることがあります。

# 水・土・里ネット 掲示板

## こんなときは届出をして下さい！

- ◎ 農地の移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の方の住所が変わられたとき
- ◎ 経営移譲をされたとき

### 『組合員資格得喪通知書』

**組合員資格得喪通知書**  
下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

現資格者	氏名	京田川 太郎	㊟
新資格者	氏名	最上川 一郎	㊟

最上川土地改良区  
理事長 田澤 伸一 殿

1. 資格得喪対象の土地

市・町	大字	字	地番	地目	用途	地積	㎡
酒田市	木川	梵天	76	田	田		231
酒田市	木川	梵天	77	田	田		3,245

☆届出用紙記入例☆

※賦課金は毎年4月1日現在における土地原簿に記載してある土地の地積を対象に行われます。移動等がありましたら速やかに届出下さい、遅れますと当事者間（貸手、借手）の清算となりますので御承知下さい。

また、賦課状況に疑問等がありましたらいつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（台帳等の修正の為）が必要となります！

- ◎ 田んぼを農用地以外の目的で利用する時
- ◎ 田んぼから畑に完全に変わる時
- ◎ 田んぼが公共事業などで買収される時

### 『土地除外申請書』

※農地を転用する場合は、土地改良法の規定により**決済金の納付**が義務付けられています。

決済金は翌年度以降の償還金・経費等を一括繰上償還して頂く為のものです。また、当該年度の賦課金もそのまま賦課されます。

## 注意して下さい！

### 滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、未納金を支払わなければなりませんのでご注意ください。

### 賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

土地改良区の賦課金は、施設の維持管理や各事業の償還金となる重要な運営費でございます。未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたし、組合員間に不公平が生じるため、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ません。ご理解とご協力をお願いします。

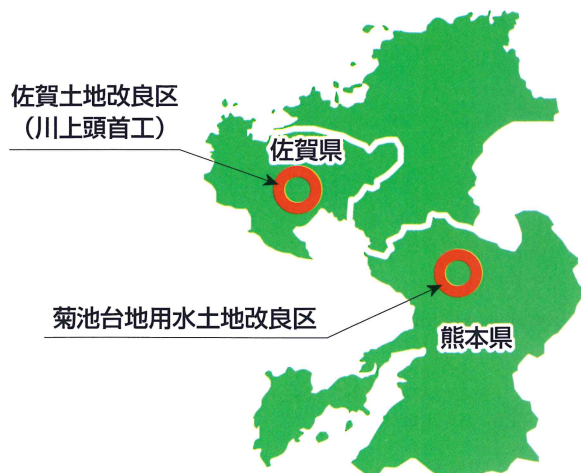
※**滞納処分**とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

# 総代視察研修

去る7月14日～16日の2泊3日で、総代現数55名の内45名が参加し、今回は九州地方で最上川土地改良区総代視察研修が行われました。

1日目は、熊本県の菊池台地用水土地改良区にて、同改良区の概要説明並びに自然落差を利用したパイプラインの説明や地震発生時の対応の説明を受けました。

2日目は、佐賀県の佐賀土地改良区が管理する川上頭首工管理事務所にて、地域の歴史や同改良区の概要と管理施設の説明を受け、その後、川上頭首工の視察を行いました。また、同改良区で行っている地域との連携活動についても説明を受けました。



菊池台地用水土地改良区

## 視察研修に参加して

最上川土地改良区 理事 富樫 徹

視察研修先の熊本空港に到着し、最初の研修地である菊池台地用水土地改良区へ向かう途中、屋根に被せられたブルーシートが目に入り、熊本地震の恐ろしさを見せつけられました。

当改良区は、国営事業により造成された施設で、竜門ダムから取水する幹線用水路（パイプライン）約95kmとその附帯施設を維持管理するもので、受益面積は4,356ha、内約7割が畑、組合員6,094名という規模です。取水源を高所にあるダムから、自然落差を利用し、地中に埋設されたパイプラインで配水することで、揚水ポンプの必要がなく、管理敷地を最小限に抑えることで経費の節減がなされておりました。

今後さらに農地の集積が進み、戸別経営面積が拡大しても、それに対応出来るだけの土地改良施設への改修の必要性を改めて認識致しました。

また、「地震が発生した際、復旧に向けた対応の仕方」について説明を受けたところ、常日頃から点検整備体制、救急対応体制などを確立していたことで、初期段階での現状把握や2次災害防止に役に立ったとのこと。日頃から管理体制を強化することが、緊急時にも生かされるという認識を得た次第です。

2日目の視察先の佐賀土地改良区では、幹線水路の一部路線において、非農家も参加して「水路一斉浚渫作業」を行い、水に対する町民意識の高揚が図られていました。

土地改良区の組合員が減少している中、農家と地域住民が一体となった水路の管理体制を作り、定着させることが急務と感じた次第です。

最後になりますが、熊本地震から一日も早い復旧を祈念し、総代視察研修の報告と致します。



研修1日目の様子(菊池台地用水土地改良区)





川上頭首工管理事務所

## 佐賀土地改良区を視察して

最上川土地改良区 理事 門脇 雅彦

研修2日目、佐賀平野中部地区に位置する佐賀市と小城市の2市9,350haを受益面積とする佐賀土地改良区を視察しました。

現在では全国有数の農業地帯になりましたが、長年、水害と干ばつに苦しめられてきた地域であり、昭和32年、嘉瀬川上流に北山ダムを建設したことで、農業用水の安定供給を実現することが出来るようになりました。

昭和35年には、北山ダム及び嘉瀬川の水を安定かつ一括に取水するため、川上頭首工を建設、平成19年に、国営総合農地防災事業にて全面改修を行い、左・右岸幹線水路約91kmに分水しております。このダムは、農業用水以外にも発電や洪水調節など大きな役割を果たしております。

同土地改良区では、都市化や混住化が進展する中、水に対する市民意識の高揚を目的に「21世紀土地改良区創造運動」に取り組み、毎年、4月下旬に非農家約2,000名を含む約5,000名が参加し、水路一斉浚渫（泥上げ）を市民運動として定着させておりました。



佐賀土地改良区概要説明



21世紀土地改良区創造運動展示室

また、子供達が水に興味と関心を持ってもらえるよう「青空教室」、「頭首工スケッチ大会」、「水と歴史の探検隊」等を開催しておりました。

同じような試みとして、最上川土地改良区でも、「わくわく親子塾」、「魚の学習会」等を行っております。

今後とも、水の安定供給と共に、農業、農村が持つ多面的機能の保全と、地域住民と一体となった水路等の管理体制を作ることにかけていきたいと改めて決意を新たにしました次第です。



川上頭首工管理施設操作室



川上頭首工

# 平成28年度 土地改良区賦課金(是認)一覽表

(単位：円)

科目	工区等	10a当り賦課金	是認割合	10a当り是認額
経常賦課	全工区	5,600	100.0%	5,600
〃	十六合地区維持管理	2,200	100.0%	2,200
〃	家根合地区維持管理	2,200	100.0%	2,200
県営ほ場整備事業	八栄里工区	1,860	100.0%	1,860
〃	余目新田工区	10,000	100.0%	10,000
〃	堀野工区	11,600	86.2%	10,000
〃	槇島工区	8,600	100.0%	8,600
〃	余目南部工区	10,000	100.0%	10,000
〃	八栄里北部工区	9,100	100.0%	9,100
〃	家根合地区	4,200	100.0%	4,200
〃	常万地区	4,300	100.0%	4,300

☆平成28年度農業所得者の納税申告に必要な土地改良区賦課金の是認額計算につきましては上記を参照の上計算してください。

☆上記の八栄里工区の賦課金は、平成28年度納入分で完了いたしましたのでお知らせします。

# 平成27年度 エコアクション21環境活動報告

項目	揚排水機場 電気	事務所 電気	都市ガス	ガソリン	灯油	上水道	水路ゴミ
3年平均(H20~H22)	2,412,117 kw*	32,221 kw	134 Nm <sup>3</sup>	6,317 ㍓	1,903 ㍓	295 m <sup>3</sup>	29.6 t
CO <sub>2</sub> 排出量	1,034,798 kg	13,823 kg	283 kg	14,665 kg	4,743 kg		
平成27年度	2,733,082 kw	24,965 kw	38 Nm <sup>3</sup>	6,122 ㍓	1,570 ㍓	294 m <sup>3</sup>	24.3 t
CO <sub>2</sub> 排出量	1,172,492 kg	10,710 kg	80 kg	14,213 kg	3,912 kg		
3年平均との比較増減	13.31%	▲ 22.52%	▲ 71.69%	▲ 3.08%	▲ 17.51%	▲ 0.34%	▲ 18.04%
平成26年度	2,154,476 kw	26,409 kw	38 Nm <sup>3</sup>	6,273 ㍓	1,840 ㍓	286 m <sup>3</sup>	15.2 t
CO <sub>2</sub> 排出量	924,270 kg	11,329 kg	80 kg	14,564 kg	4,585 kg		
3年平均との比較増減	▲ 10.68%	▲ 18.04%	▲ 71.69%	▲ 0.69%	▲ 3.33%	▲ 3.05%	▲ 48.65%

\*用排水機場の電気使用量における3年平均のみH23~H25の値となっております。

## 環境目標

平成17年7月から取り組みをはじめ昨年度で11年目を迎え、平成23年度より基準値を改めてからは5年目となります。事務所と揚排水機場では条件が異なるため削減目標をそれぞれに設定し、事務所においては、電気・都市ガス・ガソリン・灯油のCO<sub>2</sub>排出量、上水道量を基準値の7%削減、また、揚排水機場の電気使用によるCO<sub>2</sub>排出量を基準値の2%削減、水路ゴミ量を基準値の6%削減として取り組みました。その他に、環境に配慮したグリーンマーク適合品購入額を全体購入額の65%を目標としました。

## 取組状況・結果の評価

事務所のCO<sub>2</sub>排出量については、電気・灯油・都市ガスにおいて削減目標を達成することができました。とくに再生エネルギーの活用のため導入したペレットストーブ2台を有効に活用し、クールビズ・ウォームビズも職場で浸透してきたことで、電気・灯油ともに大きく目標を達成いたしました。ガソリンについては、目標達成には至らないものの概ね基準値程度の使用状況でした。

揚排水機場の電気使用によるCO<sub>2</sub>排出量については、目標値比+13%となりました。これは、かんがい期間を通して高温少雨の気象状況による用水需要の増加が要因となっております。しかし、このような厳しい状況の中、初の取り組みとなる揚水機の時間運転では、全組合員より節電協力の呼びかけに賛同いただき、実施したことによる電力量軽減は一定の効果があり、なによりも職員・組合員ともに節電への意識向上につながる活動となりました。

## 今後の取組

これまでの取り組みを継承しつつ、より一層の環境負荷の削減に繋がる活動を模索して参ります。その1つとして、揚水機場の時間運転の取り組みを継続し、電力削減への意識向上をより一層高め、時間運転の拡充につなげていきます。また、事務所内エアコンや揚水施設で使用するモーターなどについては、老朽化による電気量増加・メンテナンス費といった「ランニングコスト」と、最新機器への更新・高効率モーター導入といった「イニシャルコスト」の両方を見極め、CO<sub>2</sub>・コスト削減を総合的に検討してまいります。「CO<sub>2</sub>排出量削減=消費電力削減」となることから賦課金の低減へとつながりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

# 平成28年度 最上川土地改良区地域連携活動の記録

本区では、土地改良区と地域の連携を強めるべく、様々な活動を行っております。  
現在までに行ってきた主な地域連携活動を紹介したいと思います。

## わくわく親子塾（せせらぎ広場）

去る8月6日(土)、庄内町余目矢口にある「せせらぎ広場」にて、余目第二小学校児童及び保護者の方々と一緒に、わくわく親子塾親子親水教室に参加させて頂きました。

親子親水教室では、水と改良区に対して興味・関心を高めて頂けるよう本区職員による説明が行われました。



夢中で生き物を探す児童と保護者達



職員によるせせらぎ広場に流れる水の説明

## 北楯頭首工・北楯大堰学習会

去る9月8日(木)、余目第三小学校児童達の校外学習の一環として、本区の基幹水利施設である北楯頭首工及び北楯大堰の見学学習会を行わせて頂きました。

学習会では、施設を案内しながら、施設に関連した様々な説明が本区職員により行われました。



北楯頭首工の説明(頭首工管理施設内)



北楯大堰・殉難十六夫慰霊塔前にて

## 魚の学習会（家根合揚水機場）

去る10月4日(火)、余目第一小学校児童達を対象とした「魚の学習会」が家根合揚水機場にて開催されました。本学習会は、NPO法人家根合生態系保全センターが中心となって、庄内総合支庁、本区と連携をとって平成13年より毎年開催されております。



歓声を上げながら魚を追いかける児童達



本区職員による捕まえた生物の説明

## 施設傭員募集

- 募集人員 : 若干名  
 応募資格 : 最上川土地改良区管内に在住で62歳までの健康な方。  
 勤務内容 : 水路看視業務及び揚水機運転業務  
 申込期日 : 平成29年1月31日(火)まで履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出  
 賃金 : 日額 7,000円くらい  
 採用時期 : 平成29年4月中旬～平成29年9月中旬



## 水利権の厳守について

来年度も、関係機関と協議の上、営農状況に合わせた取水を心がけますが、用水の均等配分・維持管理用水の適切な使用を行うために、**湛水直播に伴う早期代かき用水の対応や、冬期湛水のための水配分は出来ません**ので、ご理解を頂きますようお願いいたします。

## 水路への排雪

これから降雪量が多くなる時期にかけて、本区管理水路へ排雪する方が増えてきます。これにより、水路が塞ぎ止められ、雪融け時に水が溢れ出る等の問題が毎年発生しています。

水路へは、雪を捨てないようにご理解とご協力をお願い致します。

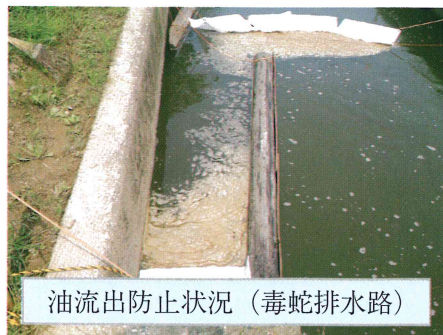


## 油漏れにご注意を

近年、本区管理水路への油流出事故が多発し、その処理に多大な労力を費やしております。排水路の水は下流のポンプで揚水され、再び農業用水として供給されます。これに油が混入し、作物が被害を受けた場合は補償問題にもなりかねません。また、油処理に掛かる費用は全額原因者負担となります。

**車両等のオイル交換は所定の場所、方法で処理すること**  
**油タンクの保管場所や管理に十分な注意を払うこと**

を徹底して頂きますようお願いいたします。



油流出防止状況 (毒蛇排水路)



油吸着マットの設置 (新堀堰)



油流出防止状況 (家根合堰)